

論文

SEC と財務会計財団による IFRS 組み込みのための「コンドースメント ・アプローチ」の検討

満井 美江

I はじめに

我が国では、2009年6月、金融庁が国際会計基準を我が国の会計基準として採用する方針を表明するに至り、国際会計基準の組み込みに向けた取り組みが現実化した。2010年3月期からの国際会計基準の任意適用が認められ、2015年または2016年の強制適用を目途とする検討が進められてきた。その背景には、我が国の企業会計制度と資本市場に大きな影響をもたらしている米⁽¹⁾国が、2008年8月、国際会計基準を強制適用するか否かについて、2011年度中に判断する旨を表明したことがある。⁽²⁾その後、我が国においては、2008年9月に発生したリーマン・ショックにより景気が大きく後退し、さらには2011年3月に起きた東日本大震災によって、さらに厳しい経済状況に陥り、2011年6月、自見金融担当大臣は、「2015年3月期の国際会計基準の強制適用は想定しない」旨を緊急に表明するに至った。⁽³⁾この適用延期の表明においても、同年5月、米国が国際会計基準の全面採用からの後退を公表したことが主な判断材料のひとつであった旨、言及されている。以上のように、我が国の国際会計基準の組み込みに向けた取り組み状況は、米国の動きに強く影響されている。そのため、我が国が、どのように国際会計基準の組み込みに取り組むべきであるかを検討し、推進していくに際し、米国の動向の把握と分析は不可避の課題といえよう。

本稿では、まず、アメリカ証券取引委員会（Security and Exchange Com-

mission、以下「SEC」という)の2008年以降の国際会計基準の組み込みに向けた活動状況について、SECの公表物によって概観する。次に、SECから公表された国際会計基準の米国財務諸表への組み込みに関する報告書のなかで、国際会計基準の全面採用に替わるあらたな組み込みの方法として「コンドースメント・アプローチ」を検討している、今後の米国の取り組みの方向性を決定づける大きな要素と考えられる「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」(2011年5月公表)と、同ペーパーに対して、米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」という)の監督機関である財務会計財団(The Financial Accounting Foundation、以下「FAF」という)⁽⁴⁾が見解を表明した「FAFによるコメント・レター」(2011年11月公表)によって米国の状況を確認し、分析と考察を試みることを目的とする。

II SEC の IFRS 組み込みに向けた活動

米国の証券市場の発行者には、「1933年証券法(Securities Act of 1933)」と「1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)」に従って、財務諸表を作成し、SECに報告を行うことが義務づけられている。この財務報告は、1934年証券取引所法第11条(i)により、「一般に公正妥当と認められた会計原則(Generally Accepted Accounting Principles、以下「GAAP」という)」とSECによる規則に従わなければならない。SECには、1933年証券法19条(a)により、財務報告について準拠すべき方法を定める特権(special powers)が付与され、また同条(b)により、GAAPの基準設定主体を認定できることが規定されている。すなわち、米国の証券市場の発行者の財務報告に関しては、SECが規制主体である。

近年、SECは、米国の財務報告システムに国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards、以下「IFRSs」という)⁽⁵⁾を組み込

む（incorporate）のか否か、組み込む場合にはどのようなアプローチで取り組むかについて、現在、米国のGAAPの基準設定主体として認定したFASBと連携しつつ、検討に取組んでいる。以下、SECが具体的にIFRSsの組み込みに向けて具体的な目途を設けて活動することを表明した2008年以降の活動を、SECの公表物によって概観していく。

1 IFRSの組み込みに向けた行程表と作業計画の公表

SECは、2008年11月、IFRSsの米国の財務報告システムへの強制適用（2014年からの段階的適用を設定）に向けて対応すべき課題と移行計画からなる行程表案「米国の発行体が国際財務報告基準（International Financial Reporting Standard、以下「IFRS」という）に準拠して用意される財務報告書の利用可能性についてのロードマップ（以下「ロードマップ案」と⁽⁶⁾いう）」を公表した。この「ロードマップ案」に対しては、米国の発行市場関係者から多数の意見が寄せられた。⁽⁷⁾ SECはこれらの意見を受けて、また、IFRSsを巡る国内外の動向をにらみつつさらに検討をすすめ、2010年2月、IFRSを組み込むか否か、組み込む場合はいかなるアプローチで取り組むかについて、透明性のある形で示しつつ検討を推進するため、より包括的な作業計画書「米国の発行体の財務報告システムへのIFRS組み込みを検討するためのワーク・プラン（以下「ワーク・プラン」という）」を公表した。⁽⁸⁾ 「ワーク・プラン」では、IFRSを米国の財務報告システムに組み込む場合に懸念される⁽⁹⁾ 6つの分野が特定され、SECのスタッフに対し、これらの分野について調査・分析を行うように指示された。⁽¹⁰⁾

2 SECのスタッフによる進捗報告

SECのスタッフは、前述の「ワーク・プラン」にもとづくSECからの指示を受けて調査・分析を行い、2010年10月、「ワーク・プラン」の進捗状況

の中間報告として、「プログレス・レポート」⁽¹¹⁾を公表した。「プログレス・レポート」では、「ワーク・プラン」で懸念が指摘された6つの分野に対して、SECのスタッフが、それぞれの分野において調査・分析を行うにあたり、評価すべき対象と考える要素と、具体的にどのような方法で情報収集と分析を行っていくかを詳細に報告し、予備的な意見を提示した。⁽¹²⁾その後も、SECのスタッフの調査・分析作業は継続している。

「プログレス・レポート」の公表から現時点（2012年3月下旬）までの間、SECのスタッフの作業の進捗状況については、以下3本のスタッフ・ペーパーが公表されている。2011年5月26日に、①「組み込みの可能性がある方法の研究（以下「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」という）」⁽¹³⁾、同年11月16日に、②「米国会計基準とIFRSの比較（以下「米国会計基準とIFRSの比較ペーパー」という）」⁽¹⁴⁾と③「実務におけるIFRSの分析（以下「実務におけるIFRSの分析ペーパー」という）」⁽¹⁵⁾が公表され、①は26頁、②は56頁、③は65頁に及ぶ詳しい報告書となっている。

「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」は、SECのスタッフが、新たなIFRSの組み込みアプローチの一つとして、後述する「コンドースメント(condorsement)・アプローチ」を検討していることを報告するものであるが、これまでのところ、SECはこのアプローチの採用を決定しているわけではない。⁽¹⁷⁾ SECのスタッフ・ペーパーには、SECの予備的な見解が示されることが多く、また、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」は、「コンドースメント・アプローチ」によってIFRSを米国会計基準に取込む場合の具体的な作業フレームワーク、SECとFASBの使命と役割および「コンドースメント・アプローチ」を採用した場合の利益とリスクを解説しており、今後の米国のIFRS組み込みへの対応の方向性が強く示唆されている重要な報告書である。その後、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」に対して、FASBの監督機関であるFAFが、2011年11月16日、「組み込みに関するス

スタッフ・ペーパーに対するコメント・レター（以下「FAF によるコメント・レター」⁽¹⁸⁾ という）を公表し、SEC の提示した「コンドースメント・アプローチ」に対する多数の修正を提案しており、こちらも注目すべき内容となっている。⁽¹⁹⁾

「米国会計基準と IFRS の比較ペーパー」は、「ワーク・プラン」によって SEC のスタッフに調査・分析が指示された 6 分野のひとつである「米国内の報告システムに対する IFRS の十分な開発及び適用」において、その内容として整理した 3 領域のひとつである「1.IFRS の包括性」に対応するものである。これは、「ワーク・プラン」において、「原則主義である IFRS は、特定の領域や産業において、細則主義である米国会計基準に比べて開発されておらず、指針（guidance）が十分に提供されていない」との懸念が指摘されていたことに対し、SEC のスタッフが、「プログレス・レポート」において「IFRS が十分に開発され、適用されているか否かを評価するため、米国会計基準と IFRS を比較して、IFRS の指針が不十分な領域を棚卸する」とし、その比較・分析の結果を要約して「米国会計基準と IFRS の比較ペーパー」を公表するに至ったものである。SEC のスタッフは、単なる指針の有無を記載するに留まらず、具体的な例を用いつつ、GAAP と IFRS の概念の相違による差異をも指摘しており、米国会計基準と IFRS の差異を詳細に比較・分析した最新の有益な資料となっている。

「実務における IFRS の分析ペーパー」は、「ワーク・プラン」によって SEC のスタッフに調査・分析が指示された 6 分野のひとつである「米国内の報告システムに対する IFRS の十分な開発及び適用」において、その内容として整理した 3 領域のひとつである「3. 管轄内と管轄に渡る IFRS 財務諸表の比較可能性」に対応するものである。SEC のスタッフは、収益において世界トップの 500 社（2009 年度の Fortune Global 500 にもとづく）から、IFRS を適用した英文の財務諸表を作成している 183 社（22 カ国に渡る）を

抽出し、開示の透明性と明瞭性、会計基準への準拠および財務諸表の比較可能性を含む多くのポイントから、それらの財務諸表の分析を行った。分析の結果、透明性と明瞭性に向上の余地があること、IFRS のガイダンスの不足から適用が多様化し、比較可能が困難となっていることが、今後検討を要するテーマであると指摘している。

III 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」

SEC の主任会計官局（Office of the Chief Accountant）のスタッフは、2010年2月に SEC が公表した「ワーク・プラン」にもとづき、SEC により米国の財務報告システムに IFRS を組み込むことが決定された場合に、組み込むための採用しうるアプローチ方法を研究した。その成果として、2011年5月26日に公表された報告書が、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」⁽²⁰⁾である。以下、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」の内容を確認し、分析と考察を加える。

1 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」の目的と「コンドースメント・アプローチ」

「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」の主な目的は、SEC のスタッフが研究した「コンドースメント・アプローチ」の検討を報告するものである。この「コンドースメント・アプローチ」は、本ペーパーが公表される以前の2010年12月9日、ワシントンD.C. で開催された米国公認会計士協会の全米会議のスピーチにおいて、SEC の次席会計士であるポール・ベスウィック（Paul A. Beswick）氏が、「あくまでアイディアである」としつつ、「米国の資本市場が IFRS に移行すべきか、またどのように移行すればよいかについて、結論には達していないが、『コンバージェンス（convergence）・アプローチ』と『エンドースメント（endorsement）・アプローチ』の間とし

て、『コンドースメント・アプローチ』を考えている」という見解を述べたことに端を発している。この時点では、「コンドースメント・アプローチ」について、ベスウィック氏によるこのコメント以上の情報は、SEC から提供されなかった。⁽²¹⁾

「コンバージェンス・アプローチ」と「エンドースメント・アプローチ」は、すでに米国以外の国において採用されているアプローチである。SEC によれば、「コンバージェンス・アプローチ」とは、IFRS の基準設定主体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下「IASB」⁽²²⁾ という）により発行された IFRS について、全てを組み込むことに対する強固なコミットメントはせず（without a firm commitment）、自国の会計基準を IFRS に収斂（converge）させていくアプローチを指し、「エンドースメント・アプローチ」とは、何らかの自国の承認手続きを経て IFRS を組み込むアプローチを指すものと定義されている。⁽²³⁾ SEC のスタッフは、ベスウィック氏が提示した「コンドースメント・アプローチ」について研究を進め、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」において、従来からの米国以外の管轄または各国が採用した「コンバージェンス・アプローチ」または「エンドースメント・アプローチ」の適用状況を概観する報告を行ったうえで、⁽²⁴⁾ 「コンドースメント・アプローチ」を以下のように定義した。「コンドースメント・アプローチ」とは、実質的には他国が採用している「エンドースメント・アプローチ」と共通の特徴をもつが、IFRS に移行する過程で、IFRS と米国会計基準の間の差異を取り扱うために「コンバージェンス・アプローチ」を採用する、というものである。「コンドースメント・アプローチ」の重要な点としては、米国の会計基準設定主体（現時点では、SEC が FASB を認定）を維持すること、一定の時間をかけて米国会計基準へ IFRS を組み込むこと、最終的な目標は、「米国会計基準に準拠した（compliant with）米国の発行体（U. S. issuers）」が、IASB により発行された

IFRS に準拠していることを表明（represent）できる」ことが強調されて
⁽²⁵⁾いる。

「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」では、「コンドースメント・アプローチ」を、「エンドースメント」と「コンバージェンス」の要素に分け、「コンドースメント・アプローチ」を実現させるためのフレームワークを述べている。次に 2 つの要素毎に内容を確認し、考察を加える。

2 「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の要素

前述のとおり、SEC によれば、「エンドースメント・アプローチ」とは、IFRS を自国の承認手続きを経て組み込むものである。その本質としては、どの主体が、どのような使命と役割を負い、どのようなプロセスで実行していくのかということが重要である。SEC は、米国の証券市場の発行者の財務報告の規制主体であり、現在のところ SEC が認定している会計基準設定主体は FASB であることから、この 2 つの主体が、どのような使命を負い、目標を設定し、どのように IFRS の組み込み作業を担うのか、また、IFRS の基準設定主体である IASB に対して、2 つの主体が、どのような立場からどのように関わっていくかを明確にする必要がある。これらに関し、SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の要素として、(1) FASB の役割、(2) FASB の IFRS への開発プロセスへの参加、(3) IFRS への修正・追加を行う場合の手続き、(4) SEC の役割の 4 つを主な要素として、以下のように述べている。

(1) FASB の役割

SEC のスタッフは、FASB の役割に関連し、まず SEC について、米国において、投資家を保護し、公正で規律正しく効率的な資本市場を維持し、資

本市場を促進する使命を負っているとし、国際会計の分野においてこの使命を果たすためには、高品質で世界的に認められた会計基準の開発と推進のための支援、財務報告に関する新たな問題点の特定における事前対策および米国の利益がこれらの基準開発において適正に取り扱われていることを確保するという点において、⁽²⁶⁾ 積極的な役割を担うことが重要であると述べている。

つぎに、FASB の使命は、非政府機関による財務報告において、投資家と他の財務報告利用者の意思決定に有用な情報が提供されるよう、高品質な財務会計と報告の基準を制定し改善することにあり、SEC が IFRS の組み込みを決定した場合、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおいても、FASB が引き続き、米国関係者を支援する役割を積極的に担うことが最善であるとした。⁽²⁷⁾ ただし、FASB の担うこの役割には、従前と異なる点があり、米国会計基準における新たな会計基準の開発もしくは既存の基準の修正について責任を負う主体として参加するのではなく、IFRS の開発のプロセスに参加することになるという点を強調し、FASB の役割の変更を明確にしている。

「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」では、上述の FASB の役割の変更に関する詳細な言及はなく、明確でないが、この変更は、FASB と IASB が現在推進している共同プロジェクト終了後の FASB の立場を指していると推測される。この共同プロジェクトは、MoU 共同プロジェクトと呼ばれているもので、米国会計基準と IFRS の差異を解消するための FASB と IASB による収斂（convergence）の作業である。⁽²⁸⁾ MoU 共同プロジェクトの完了目標は、2012年度中に設定されている。SEC のスタッフによる FASB の役割の変更の指摘は、MoU 共同プロジェクト完了後、FASB が IASB とともに米国会計基準の開発もしくは修正を行うことはしないことを前提にしていると考えられ、つぎに述べる（2）FASB の IFRS への開発プロセスへの参加においても示されているとおり、米国会計基準の決定は、

IASB には関与させず、SEC と FASB によることを示していると考えられる。

(2) FASB の IFRS への開発プロセスへの参加

前述のとおり、SEC のスタッフは、FASB に対し、MoU 共同プロジェクト完了後も IFRS の開発プロセスへ参加するが、IASB と共に作業を行う主体としてではなく、以下によって、有益な役割を担うことを期待している。

①高品質で世界的に認められた会計基準の開発と推進において、IASB に助言と支援を行う、②これらの会計基準において米国の視点からの考察を促進する、③エンドースメント・プロセスによって米国会計基準にこれらの会計基準を組み込むことにより、IFRS の開発に参加するというものである。⁽³⁰⁾

IASB への参加の方法としては、①IASB のアジェンダとその優先度に従って、IASB に助言を行う、②特定の基準設定と調査プロジェクトに対して、必要に応じ支援する、③IASB と協力し、事例や指針の開発に参加する、④IASB が会計基準を開発するにおいて、米国の事例や見解を提供する、⑤国際財務報告解釈指針委員会の支援において、問題を決定し、調査を実施することによって、実施と解釈の取り扱いを促進する、⑥米国資本市場の参加者の視点から、会計基準導入後の基準を評価する際に中心的な役割を果たし、より広くには、IASB の行う会計基準の有効性の評価を支援する、⑦IFRS に関する情報の普及を拡大し、米国関係者の IASB に対する懸念を伝達し、IASB と米国関係者の間のコミュニケーションを支援する、⑧他国の会計基準設定主体との会合に参加する、⑨IFRS の新たな、また、修正の開発に米国関係者の参加を促す、⑩世界的な会計基準設定活動に参加できる個人の高度な専門的知識や経験を開発することを列挙している。⁽³¹⁾ 米国が、MoU 共同プロジェクト完了後も IFRS の開発への影響力を維持するための手段として、SEC は、FASB が開発プロセスに直接に参画はせず、助言や支援といった間接的な方法によることとした。それぞれの方法は抽象的なものに留まって

いるが、これらについては、後述する「FAF によるコメント・レター」において、より具体化する修正が加えられている。

（3）IFRS へ修正・追加を行う場合の FASB の手続き

SEC のスタッフは、このフレームワークにおいては、前述の FASB の IFRS への開発プロセスへの参加によって、IASB が IFRS に加えたほとんどの修正について FASB は直ちに承認しうるはずであるが、予め設定した境界、例えば公共の利益と投資家保護の考慮を越えていなかった場合、FASB は、IFRS の規定を修正し、指針を追加して米国基準に組み込む権限⁽³²⁾ (authority) を保持するとしている。

また、SEC のスタッフは、新しい IFRS の修正を米国会計基準に組み込むことに加え、米国の関係者の利益のために必要な補足的もしくは解釈的な指針が必要であることが判明した場合⁽³³⁾、FASB は、国内の会計基準設定主体として、以下の方法によって権限 (authority) を行使するとしている。その方法は、①IFRS が特定する開示要請に加え、IFRS と両立する方法で米国の状況を処理する、②IFRS が複数の会計の取扱の選択を認めている場合、米国の実務において、より一貫性が達成されるよう、米国の発行体によって採用されるべき特有の問題を規定する、③IFRS において特に取り扱われていない問題について、IFRS と矛盾しない要請を規定することとし、具体的には、FASB が米国会計基準において既に存在する要請を引き継ぐことを決定⁽³⁴⁾ しうるとするものである。SEC のスタッフは、このような権限の行使は、IFRS を「米国風味 (flavor)」にする可能性があるが、FASB が IFRS に修正を検討するような状況とは、SEC が FASB の発行した会計基準を修正もしくは追加するような状況と同様であって、修正は稀であり、一般的に回避されるべきもの⁽³⁵⁾ としている。

（4）SEC の役割

SEC のスタッフによれば、IFRS を米国の財務報告システムに組み込む場

合、SECは、引き続き米国内の会計基準設定主体として指定したFASBを監督する役割にある。しかし、IASBは、多国籍に構成される規制当局と相互に関係するため、SECは、IASBとの関係において直接的な監督をおこなわなくなり、SECとそのスタッフのIASBに対する影響力が減じられる可能性があることを指摘している。⁽³⁶⁾

この影響力の減退に対し、SECのスタッフは、自らの使命に立ち返り、「(IFRSを組み込むアプローチがどのようなものであるにしろ、)投資家の保護、公正で(fair)秩序正しく(orderly)効率的な(efficient)市場および資本形成(capital formation)を促進(facilitate)するための連邦証券法の下にあって、SECが長期に渡って負ってきた責任に影響があつてはならない。また、SECと投資家に対して財務情報を提供する米国の発行体などが従うべき会計原則と基準を規定した連邦証券法の下にあって、SECの最終的な権限(ultimate authority)を弱めることもあってはならない」とし、「FASBの役割も含め、会計基準設定プロセスの監督が極めて重要である」ことを改めて強調した。⁽³⁷⁾

基準設定プロセスをどのように監督するかについて、SECのスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおいても、会計基準設定プロセスと、IASBとそのガバナンス機関の広範な活動に積極的に従事(engage)するとしている。具体的には、SECとそのスタッフが現在行っているのと同様、監督委員会への参加、IASBの基準設定プロジェクト会議と活動のフォロー、会計基準案や公開草案のレビュー、IASBとそのスタッフへのフィードバックなどである。目下、SECとそのスタッフは、様々なかたちでIASBと国際会計基準設定プロセスに参加しており、上記活動に加え、スタッフは証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions、以下「IOSCO」という)⁽³⁸⁾の複数の委員会に参加し、SECはモニタリング・ボードのメンバーとして、国際会計基準設定主体の

ガバナンスにおいて役割を果たしているが、これらは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおいても継続し、また、SEC のスタッフは、IASB と関係を構築して国際会計基準の開発プロセスの監督を強化し、特に主任会計官室（Office of Chief Accountant）は、他国の規制当局との関係を強化することとしている。⁽³⁹⁾

また、SEC に期待される役割には、前述の監督者としての役割も重要であるが、実務的により切実な問題として、指針の作成権限者としての役割がある。SEC のスタッフは、米国の関係者にとって、解釈指針が必要であるかまたは適切であるとき、会計基準の設定を通じて取り組むことが望ましくはあるが、SEC には、財務報告への要請を規定する権限が残されているとする。指針は、現状と同じく、たとえばスタッフ会計通牒（Staff Accounting Bulletin）に類似したフォーマットを利用し、同様のプロセスによって、発行し（issue）得るとしている。この指針の発行（issuance）について、SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」の下では、前述の IFRS へ修正・追加を行う場合の FASB の手続き同様、SEC のスタッフが、IFRS と対立しない付加的要請の開発に努力し、稀にしか指針の発行をおこなうべきではないとし、可能な限り IFRS の策定プロセスに関わり、発行に至る前に解決を図ろうとする姿勢を示している。⁽⁴⁰⁾

以上のとおり、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の要素として SEC のスタッフが想定する SEC と FASB の組み込みスタンスは、すでに IFRS を組み込んでいる EU が採用した「エンドースメント・アプローチ」のスタンスとはかなり異なるものであるように思われる。EU は IFRS を組み込む際、IFRS の一部を除外して（カーブ・アウト）承認した EU 版 IFRS を採用することによって、自国の会計基準設定の主権を維持した。この EU の組み込みのスタンスに比べると、⁽⁴¹⁾

SECは、最終的な主権を維持することはもちろんであるが、IFRSの開発と策定プロセスに対して可能な限り積極的に関わって影響力を行使し、国際会計基準を自国の会計基準に近づけることによって、「米国会計基準に準拠した米国の発行体が、IASBに発行されたIFRSに準拠していることを表明できること」を実現しようとしていると解される。この戦略的な国際会計基準に対する米国独自のスタンスが、「コンドースメント・アプローチ」の本質といえるように考えられる。

3 「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「コンバージェンス」の要素

SECのスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークとは、IFRSの組み込み方法として広く認められている「コンバージェンス」と「エンドースメント」の二つで構成されるものであり、主に「エンドースメント・アプローチ」からは「機能フレームワーク(operating framework)」が、「コンバージェンス・アプローチ」からは「移行要素(Transition Element)」が導き出されるとしている。また、このフレームワークにおいて、FASBのIFRSに対する評価が、重要な「⁽⁴²⁾移行要素」になるとしている。そして、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「コンバージェンス」とは、他のアプローチにおける「コンバージェンス(収斂)」の概念とは異なり、IFRSの全てを組み込むものの、順序正しい(orderedly)移行計画にもとづいて既存の米国会計基準にIFRSを組み込むことによって、段階的に(staged or phased)既存の米国会計基準を置き換える「コンバージェンス」であるとしている。米国会計基準とIFRSの目的と原則の間には、一般に多くの共通点があり、「コンバージェンス」は現実に可能であるものの、差異を「コンバージェンス」するには長期に渡って注意深く想定したプログラムの必要性があるとし、このプログラムの実施期間と

して 5～7 年間を想定している。⁽⁴³⁾

SEC のスタッフは、FASB が IFRS を評価し、IFRS に移行する戦略として、評価の対象を、①MoU 共同プロジェクトの対象の IFRSs（カテゴリー 1）、②IASB が、現在、会計基準設定の審議議題（agenda）としている IFRSs（カテゴリー 2）、③既存の IFRSs では取り扱っていない分野（カテゴリー 3）の 3 つのカテゴリーに分け、それぞれのカテゴリー毎に評価を行い、移行計画を策定するものとした。その際、米国関係者への移行の影響を最小限とするために、FASB と SEC のスタッフは、これら 3 つのカテゴリーを利用し、以下の 2 つの方針によって移行計画を開発するとした。2 つの方針とは、①米国の発行体によって採用された IFRS の下で、既存の基準を短期間で新しい基準に置き換えることを回避することと、②適用が予想される IFRSs の数を可能な限り最大化することである。⁽⁴⁴⁾

以上の SEC のスタッフの報告は、「コンドースメント・アプローチ」の行程表の青写真とみることができると思われる。そして、SEC のスタッフが明確化した、IFRS の組み込みに 5～7 年間という中期的な期間を設定し、綿密な計画にもとづき段階的に導入していくという組み込み行程は、これまで想定していた、ある時点に IFRS を「全面的に強制適用する」、いわゆる「ビッグバン（big-bang）・アプローチ」の組み込み行程とは、あきらかにスタンスを異にしている。かつて、SEC は、2008年 8 月 27 日に強制適用の可能性を示唆し、同年 11 月 14 日に公表した「ロードマップ案」において、一定の要件を満たした米国上場企業に対し、2014～2015 年に IFRS を段階的に強制適用するか否かを 2011 年に決定することを公表した。しかし、この SEC が行程表において示した IFRS の強制適用とその予定は、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」における SEC のスタッフによる報告をみると、修正される可能性が極めて高い。SEC のスタッフによる行程表の修正の報告を、米国の IFRS の組み込みに対する消極姿勢と見る見方もあるが、「組

み込みに関するスタッフ・ペーパー」における SEC のスタッフの具体的かつ緻密な研究報告からは、むしろ、確実かつ戦略的に IFRS を米国基準に組み込もうとしている積極的な取り組み姿勢が反映された結果ではないかと推測することも可能である。

「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「コンバージェンス」要素については、「エンドースメント」要素と同様、後述する「FAF のコメント・レター」によって、さらに具体化と精緻化をはかる修正が加えられている。

4 「コンドースメント・アプローチ」の利益とリスク

SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」を他の IFRS の組み込みアプローチと比較して、継続的にその潜在的な利益とリスクを特定し、分析を実施している。「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」においては、「コンドースメント・アプローチ」の特性として以下 4 点を特定し、それらの特性ごとに、同スタッフ・ペーパーの報告時点までに把握した利益とリスクについて報告を行った。4 点の特性とは、(1) 柔軟で適合的な移行戦略の維持、(2) 段階的実施の準備、(3) IFRS の直接的組み込みではなく、FASB の「エンドースメント（承認）」によること、(4) 財務報告の制定法上の基礎（basis）としての「米国会計基準」の維持である。以下、これらの特性毎に内容を確認し、分析と考察を加える。

(1) 柔軟で適合的な移行戦略の維持

SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」が他のアプローチに比べて、米国の関係者のニーズに対し、より適合的で反応のよい、柔軟な移行戦略が可能である特性を指摘している。この特性の利益としては、個別の IFRSs に対して、フレームワークを適合させることができ、また、移行の時期と方法を個別に決定できること、システム変更要請や特定の項目（例

として有形固定資産) の再表示または再計算の必要性を減少できることを挙げている。⁽⁴⁶⁾

リスクとしては、移行計画の開発と柔軟性が不十分な場合は、この利益が縮小し失われる可能性があること、移行計画が不完全な場合は、負担がより重くなること、移行計画が複雑、不明瞭もしくは頻繁に変更される場合は、コンバージョン・プロセスにおいて混乱が増すことを挙げている。⁽⁴⁷⁾

上述のとおり、SEC のスタッフは「柔軟な移行戦略」を利益としているが、むしろ前提と認識すべきではないかと思われる。米国の会計基準は、産業や取引形態に応じ、また具体的数値基準をもった極めて細かい多数の規定から構成されている。⁽⁴⁸⁾そのため、IFRS の組み込みに際し、規制当局は IFRSs の個別規定に米国の個別基準を逐一対応させ、変更の要否を判定して必要があれば米国の個別基準を変更し、利用者はこれを受けて会計を取り扱うシステム変更と報告数値の再計算・再表示を行わなければならない。相当広範囲な米国資本市場の関係者に大きな影響が及び、かなりのコストと時間を要することが推測される。現実可能な移行プロセスとして、柔軟な対応は、米国において不可避な前提であろう。

リスクに関しては、移行計画の不備はどのアプローチにおいてもリスクとなり得るため、あらためて言及するまでもないものである。「コンドースメント・アプローチ」においては、柔軟性という特性から、変更が頻繁に行われば、かえって関係者の負担が増すことに注目すべきである。よって、SEC と FASB は、国際会計基準と米国会計基準の動向を十分に予見したうえでの移行計画の立案と、中途の計画変更を可能な限り回避すべく、積極的に国内外に対して影響力を行使し、調整を継続することが必要であろう。

(2) 段階的実施の準備

SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」は IFRS の組み込みを段階的に実施する準備ができることから、「ビッグバン・アプローチ」

により米国の発行体が一度に被るコストを回避できるという利益を挙げている。これは、移行に数年をかけ、また、現在実施しているIASBの基準設定活動と調整することで、投資家や米国の発行体の混乱やコストを限定できるというものである。SECのスタッフは、組み込みアプローチの成功の最終的な尺度においては、米国の発行体が、移行期間中、適切にIFRSを実施し、有意義で理解し易い財務報告を提供できたか否かが焦点となると考えている。そのため、全ての米国の関係者にとって、IFRSを学習し、実施する際に、段階的移行により新たな会計基準の数を減らすことができること、また、教育的プロセスがいっそう拡大しうることは利益であるとしている。⁽⁴⁹⁾

リスクとしては、段階的な移行の表明が、米国のIFRS組み込みに対するコミットメントの欠如であると関係者に捉えられる可能性と、移行期間中の不確実性により、海外の関係者が、米国の移行の成功を疑問視する可能性を挙げている。また、段階的な移行により、5年もしくはそれ以上先の米国のIFRSの完全適用時まで、米国会計基準は、現在適用されている米国会計基準でもなく、IFRSでもない、発展中(evolving)の会計基準となる。そのため、関係者は、常に移行計画を積極的にモニタリングし、潜在的に頻繁な変更と並行していかなければならず、混乱を招くリスクもあるとしている。⁽⁵⁰⁾

IFRSの組み込みにおいては、いかに基準を設定するかという面からの議論が中心となりがちである。しかし、実務上、IFRSの組み込みの成否は、SECのスタッフも示すとおり、米国発行体と投資家をはじめとするIFRSの利用者が適切に対応できるか否かにかかっており、利用者がIFRSを十分に理解し、混乱なく対応できるようになるための教育が十分に可能であるかは、現実には非常に重要な点である。利用者の理解と教育に関しては、SECが既に「ワーク・プラン」において特定しているIFRSの組み込みにおいて懸念のある6分野のうちの「C.IFRSに関する投資家の理解と教育」と「F.人材の準備」の2分野として取り上げられており、IFRSの組み込みを成功

させるためには、これら 2 分野の懸念に十分に対応する移行計画でなければならぬ。SEC のスタッフは、「プログレス・レポート」において、これら 2 分野の懸念に対し、IFRS を組み込む場合に変更が必要となる対応範囲や時間の見積もりについて分析し検討するとして、重要性を認識している。利用者の理解と教育の面を考慮するに、SEC のスタッフが想定した「コンドースメント・アプローチ」の「5～7 年かけた段階的移行計画」は、利益というよりも、IFRS の組み込みに不可欠な条件というべきであろう。

なお、SEC のスタッフは、「段階的な実施は最善ではなく、一度に IFRS 全体を組み込む『ビッグバン・アプローチ』が望ましい」と主張している大規模多国籍企業の米国発行体の存在を認識していることに言及している。ただし、これらの発行体の多くが、既に「ビッグバン・アプローチ」に必要な財務・人的資源を備えており、より緩やかな段階的移行は不要となっていることも指摘している。⁽⁵¹⁾ 「ビッグバン・アプローチ」は、米国資本市場の関係者のうち、既に IFRS の組み込み対応に必要な資源をもつ一部の大規模多国籍企業にとって、米国以外の資本市場から、より早期に、またより多くの資金調達が可能となる利益が得られる可能性をもたらしうる。しかし、それ以外の関係者は、全般として、「ビッグバン・アプローチ」に対応しうる状況にはない。⁽⁵²⁾ 「ビッグバン・アプローチ」を採用した場合、一部大規模多国籍企業と同様には必要資源を持たない多数の関係者は、対応ができないか、混乱に陥ることとなる。米国の資本市場と関係者にとってはリスクが大きく、回避すべきアプローチと認識すべきである。

（3）IFRS の直接的組み込みではなく、FASB の「エンドースメント（承認）」によること

先進経済国の多くは、IFRS を自国の財務報告システムに組み込むための責任を「自国の機関（local body）」に保持し、IFRS を迅速に修正することなく組み込むことを目的としつつも、自国の管轄内の公益保護のため、

IFRS の修正もしくは延期の権限を認めている。SEC のスタッフは、IFRS を直接的に組み込むのではなく、「自国の機関」により「エンドースメント」手続きを経るこの構造は、米国の関係者にとっても利益があり、また、米国特有の問題を取り扱うための公式なメカニズムとなり得るとした。そして、米国における「自国の機関」として、「コンドースメント・アプローチ」の下では、FASB を想定し得るとしている。FASB を想定する理由としては、「立法権のある機関 (legislative body)」ではなく、会計基準に特化した機関が、IASB に対して、米国の資本市場の財務報告の利益を代表することが可能であって、FASB は、米国関係者が国際会計基準における主張を確実に継続できる位置づけにあることを挙げている。そして、SEC のスタッフは、この FASB による「エンドースメント」手続きが、潜在的に投資家保護の強化につながる利益があるとの見解を示している。⁽⁵³⁾

リスクとしては、「自国の機関」による「エンドースメント」手続きを経る構造により、「米国版 IFRS」が開発されるリスクがあり、米国特有の修正によって、管轄を横断する財務報告の比較可能性の低下リスクが増加しうるという潜在的リスクを挙げている。ただし、この潜在的リスクは、米国の投資家と資本市場に対して SEC が負う最終的な責任との間でバランスをとる必要があり、また、このリスクに対して、FASB もしくは SEC は、修正の結果が、投資家の全体の利益となるかを評価することになるとしている。⁽⁵⁴⁾

前述の利益に関する SEC のスタッフの見解は、「エンドースメント」のメカニズムを保持し、「エンドースメント」の実施主体を米国関係者の利益を代表しうる会計基準設定主体である FASB とするという特性によって、米国の投資家保護の強化が図られる利益があるとの主張である。この主張は、FASB が代表する米国の資本市場の財務報告における利益が、投資家保護に資する利益と一致している場合には該当するであろう。しかし、FASB は、常にそのような投資家保護と一致した利益を代表する機関として機能す

るわけではない。これは、FASB のミッションとガバナンスの問題につながるものであり、本稿では、この点についてこれ以上は立ち入らず、別の機会に検討することとする。ここで指摘しておきたいのは、SEC のスタッフの主張に、若干の飛躍がある点である。SEC のスタッフは、IFRS を直接に組み込むのはなく、FASB の「エンドースメント」手続きを経るという特性が「潜在的な投資家保護の強化」につながるとしているが、必ずしもそうとは限らない。他管轄において実例がある。2008年の金融危機により、世界的に各国と各管轄の資本市場が混乱した際、EU は急遽、「エンドースメント」により IFRS の規定一部を「カーブ・アウト」するという圧力を IASB にかけた。これを嫌った IASB は、正式な手続きを経ずに IFRS を修正し、一時的に時価会計が凍結されたという経緯がある。⁽⁵⁵⁾ この IFRS の修正は、欧洲の金融機関の信用力の低下に歯止めをかけることが主目的であって、投資家保護でなかったことは明らかである。

また、SEC のスタッフは、比較可能性の低下というリスクに対し、国際的な比較可能性と米国の投資家と資本市場の利益のバランスについては、投資家の全体の利益を評価するとの見解を示した。すなわち、比較可能性と、比較可能性以外の投資家の利益バランスを考慮すべきとの主張である。ただし、SEC のスタッフは、比較可能性以外の投資家の利益について、また、どのようなバランスが望ましいかといった基準については、具体的に言及していない。「エンドースメント」手続きの適正性を確保するためには明確化されるべきであり、利益の特定と望ましいバランスの基準について、また、そのバランスを実現すべく、どのように FASB に働きかけ、実効性を及ぼしていくかについて、SEC に具体化の検討がもとめられる。

（4）財務報告の制定法上の基礎（basis）としての「米国会計基準」の維持

「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおいては、米国の

発行体の財務報告において米国会計基準が維持されることになる。この特性により、IFRS を組み込む際、米国会計基準が参照されている現在の米国法、契約書類、規制当局の要請とガイドラインおよび他の類似書類において、米国会計基準を IFRS に変更する煩雑さは軽減されるため、SEC のスタッフはこの点を利益として挙げている。⁽⁵⁷⁾

その一方、リスクとして、SEC のスタッフは、前述の法、規制および契約書類における影響を完全に理解するため、広範囲の努力が求められるとしている。⁽⁵⁸⁾

SEC のスタッフが指摘する利益に関しては、以下の米国内の事情が背景にある。米国では、SEC に対する報告として米国会計基準にもとづいた財務報告が作成されているが、この米国会計基準にもとづいて算出される数値と作成される財務報告は、SEC 以外の各種規制当局への報告として、また、多くの契約書における財務制限条項や財務上の測定値として利用されている。そのため、IFRS を米国会計基準に組み込む際、米国会計基準が維持され、米国会計基準に準拠していることをもって IFRS にも準拠しているという構成が可能であれば、米国の多くの関係者は、米国会計基準と IFRS の二つの会計基準に対応する必要がなくなる。米国の関係者にとって、広い範囲で、煩雑性とコストの大きな低減につながるのである。

この二重の会計基準の回避は、既に、「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」で懸念として指摘された 6 分野のなかで取り上げられていたものである。米国法と規制当局の関連として「D. 規制環境への影響」分野（内、「業界規制当局」領域を中心に）と、契約文書の関連として「E. 発行体への影響」分野の二つが対応している。「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」では、二重の会計基準の対応には、相当の努力と負担が予想されることから、これを回避するよう移行計画を立案しなければならないと⁽⁵⁹⁾いう指摘がなされていた。「コンドースメント・アプローチ」のフレームワ

ークによる移行では米国会計基準が維持されるので、二つの会計基準への対応は不要となり、「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」において指摘されている相当の努力と負担の回避が期待できる。IFRS の組み込みの是非とアプローチに関しては、様々な局面から議論されるが、米国市場とその関係者にとって、IFRS 採用による利益とコストが見合わなければ、IFRS を組み込む理由は乏しくなる。IFRS 採用に際し、「コンドースメント・アプローチ」が、広範囲かつ大幅に煩雑性とコストの低減を図り、利益がコストを上回ることを可能にするものであれば、この特性は、「コンドースメント・アプローチ」により組み込むことが望ましいと結論づける強力な根拠となりうる。SEC のスタッフが、「コンドースメント・アプローチ」の最終的な目標を、「米国会計基準に準拠した米国の発行体が、IASB により発行された IFRS に準拠していることを表明できること」にある、としていることについては既に述べたが、この最終目的の重要性はここにあらわれているといえる。

なお、SEC のスタッフが指摘するリスクは、IFRS の組み込みによる影響について、関係者が対応に努力を要するというものであり、「コンドースメント・アプローチ」以外のアプローチであっても、同様のリスクはあるものと考えられる。

III 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」に対する FAF の見解

FASB は、連邦証券法にもとづき、SEC によって、米国の会計基準設定主体として指定されている。よって、IFRS の組み込みに際して「コンドースメント・アプローチ」を探った場合、「エンドースメント」の実際、すなわち IFRS の開発プロセスへの参加と米国会計基準に IFRS を組み込む場合の修正・追加手続きは、FASB が実施主体となる。また、「コンバージェンス」における IFRS の評価と移行の実施も、同様に FASB が実施主体であ

る。FASB の役割と IFRS の組み込みに際して FASB が行うべきことについては、前述のとおり、SEC のスタッフが、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」により、一旦明らかにした。これに対し、FASB の監督機関である FAF は、2011年11月16日、ジョン・J・ブレナン（John J. Brennan）会長名により「FAF によるコメント・レター」を公表した。

FAF は「FAF によるコメント・レター」において、FAF の評議員会（The FAF Board of Trustees）が、①高品質で投資家を重視した国際財務報告基準の開発の継続に向けた適切な途として、IFRS の米国会計基準への組み込みを支持すること、②国際会計基準が米国会計基準の基礎となることを前提にしていることを明確化したうえで、SEC のスタッフの報告した FASB の役割と行うべきことに対して多数の修正を加えることを提案するとした。⁽⁶⁰⁾ 修正の内容は、SEC のスタッフが報告した内容を、より具体的もしくは詳細なものとする、または、精緻化を図るために提案が多いが、なかには、明らかに SEC とそのスタッフと見解を異にする点から主張されている提案もあり、IFRS 組み込みに取り組むスタンスは、現状、SEC と FASB のあいだで、必ずしも一致していないことが示されたものとなっている。米国の IFRS の組み込みの動向を把握し、今後の展開を予測するにおいては、FASB の見解にも注視を要すると考えられることから、以下、「FAF によるコメント・レター」の内容を確認し、分析と考察を加える。

1 「コンドースメント・アプローチ」に対して FAF が提案する修正

FAF は、SEC のスタッフが報告した「コンドースメント・アプローチ」に対して、より精緻化を図ることにより、米国のステークホルダーの懸念の多くに対処することが可能であるとした。内容を（1）IFRS 組み込みの基本概念、（2）「コンドースメント・アプローチ」において精緻化すべき分野の二つに分け、それぞれに対し、以下のとおり、精緻化を図るための追加的

な提案もしくは SEC と見解を異にすることに起因する修正の提案を行っている。

(1) IFRS 組み込みの基本的概念

FAF は、SEC のスタッフが示した IFRS 組み込みの基本的概念に対し、以下の修正を提案した。その修正の内容とは、(a) 世界的な会計基準設定の開発への米国の継続的なコミットメントを明示 (demonstrate) すること、(b) 米国会計基準を維持することで、米国会計基準に準拠している米国法、運営体制 (regime) および契約文書に、新たな基準を導入するコストと複雑性を回避すること、(c) 米国資本市場において適用される (applicable) 基準に対して米国の主権 (sovereignty) を維持すること (「コンドースメント・アプローチ」には、米国会計基準に IFRS を組込んで適用するに際し、IFRS を「エンドースメント（承認）」するメカニズムが含まれており、この「エンドースメント」において米国の主権を維持することを意味するもの)、(d) 世界的な財務報告システムに向けて推進が図られているものの、管轄・文化的な差異が継続していることを認識し、その結果として、現実的 (practical) で暫定的な目的 (goal) は、共通の財務報告基準に基づいた、比較可能性が高く、高品質な会計基準への到達であると認識すること、(e) 米国会計基準の IFRS 準拠の国際会計基準の共通プラットフォーム (platform of international standards based on IFRS) への漸進的移行 (gradual transition)⁽⁶²⁾ に備えることの 5 点である。

これら 5 点は、SEC のスタッフの報告内容と同じ見解を採り、具体的または詳細な内容を追加して精緻化を図り、より実効性を確実なものにしようとする意図から、修正を提案していると考えられる (a)・(b)・(c) と、SEC のスタッフの報告内容とは異なる概念または見解に起因する修正を主張する (d)・(e) に二分できる。以下、SEC とそのスタッフが公表または報告している内容と対比し、FAF の見解と主張を明確にし、考察を加える。

(a) 「世界的な会計基準設定の開発への米国の継続的コミットメント」は、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」において、SECのスタッフが、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の要素として見解を示している「(2) FASB の IFRS への開発プロセスの参加」と、「(4) SEC の役割」に対応している。FAF の主張する「世界的な会計基準設定の開発への継続的コミットメント」は、SECと同様のスタンスにある。ただし、コミットメントを「明示」することについては、SECのスタッフの見解において言及されていなかった。民間セクターである FAF としては、対外的にコミットメントのスタンスをより確実にするため、SECによる「明示」の必要を主張したものと考えられる。後述するが、既に SEC は、国際金融監督規制の規制監督当局として、世界的な会計基準の実現にコミットしている。FAF は、SEC の立場として、米国の証券市場の財務報告の規制主体としてコミットしていることの明確化を要請している可能性が考えられる。

(b) 「米国会計基準を維持し、米国法、運営体制および契約文書における新基準の導入コストと複雑性を回避すること」は、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」において、「コンドースメント・アプローチ」の利益とリスクを分析する際に、「コンドースメント・アプローチ」の特性として特定された「(4) 財務報告の制定法上の基礎としての『米国会計基準』の維持」、すなわち二重の会計基準の回避に対応している。前述したとおり、SECのスタッフは、二重の会計基準の回避を利益として認識している。実務上、二重の会計基準への対応は、米国市場と関係者にとって大きな負担であり、IFRS組み込みの成否にかかわる重要な点である。FAFの修正は、二重の会計基準の回避を、結果的な利益として認識するのではなく、組み込みの基本概念として位置付けるべきであり、IFRS組み込みのアプローチの前提とすることを提案するものといえる。二重の会計基準の回避は、「ワーク・プ

ラン」と「プログレス・レポート」においても指摘されている。SEC には、FAF が提案する修正について、検討すべき余地があると思われる。

(c) 「米国資本市場において適用される基準に対する米国の主権の維持」は、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」において、SEC のスタッフが、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の要素として見解を示している「(3) IFRS へ修正・追加を行う場合の FASB の手続き」における FASB の権限の保持・行使と、「(4) SEC の役割」における SEC の最終的な権限に対応している。FAF は、SEC のスタッフが「権限」としたところを、より積極的な「主権」という表現に替え、また、IFRS を米国会計基準に組み込む際の手続きではなく、米国資本市場における「適用」の局面について言及し、「基準」の範囲については限定していない。FAF の意図を推測するに、IFRS を財務報告システムへの組み込む承認の時点にとどまらず、基準を適用する局面も含め、また、米国資本市場において適用される基準全般に関し、米国の規制当局と基準設定主体以外からの関与を斥けることを、主権という積極的表現によって意図している可能性が考えられる。SEC のスタッフの見解よりも、より広い範囲において、米国以外の関与を、対外的により強く牽制している FAF のスタンスがうかがわれる主張となっている。

(d) 「現実的で暫定的な目的を、共通の財務報告基準に基づいた、比較可能性が高く、高品質な会計基準への到達と認識すべきこと」とする修正は、SEC のスタッフの報告内容とは、異なる概念と見解を主張しており、注目すべき修正である。SEC とそのスタッフは、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」に限らず、これまでの IFRS 組み込みに関連するスピーチ、声明と公表文書において、IFRS を組み込む目標 (objective) として、繰り返し「一組 (a single set of) の高品質で、世界的に認められた会計基準の到達」⁽⁶³⁾を掲げている。これに対して、FAF は、現在に至るまでの各国または各管

轄の IFRS の組み込み状況が、世界的な財務報告システムに向けて推進しているものの、管轄や文化による差異が継続している実情にあることを認識し、その結果として、「一組」ではなく、「比較可能性」の概念を含めた高品質の会計基準の実現が目的となり得る、という修正を提案しているからである。この差異は、(e) 「IFRS 準拠の国際会計基準の共通プラットフォームへの漸進的移行」にも影響しているようである。

(e) 「IFRS 準拠の国際会計基準の共通プラットフォームへの漸進的移行」は、SEC のスタッフが、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「コンバージェンス」の要素として見解を述べるなかで明確化した、「IFRS の組み込みに、5～7年間という中期的な期間を設定し、綿密な計画にもとづき、段階的に導入していく組み込みの行程」に対応している。FAF も、「段階的」な移行を前提としており、その点における実質的な相違はないようである。ただし、準拠する基準としては、IFRS ではなく、「IFRS 準拠の国際会計基準の共通プラットフォーム」とする修正が提案されている。FAF はこの「IFRS 準拠の国際会計基準の共通プラットフォーム」に関して特段の説明を行っていないが、直前の (d) において言及した「共通の財務報告基準に基づいた、比較可能性が高く高品質な会計基準」の実現を可能とする、会計基準ではない何らかの拠り所となるものを示唆しているように解釈しうる。

FAF による (d) と (e) の修正からうかがえることとして、SEC の見解が IFRS と米国会計基準が「一組」となることを到達点とするに対し、FAF は、少なくとも暫定的には、比較可能性が高く、高品質であれば、「IFRS 準拠の国際会計基準の共通のプラットフォーム」にもとづくことによって IFRS の組み込みの目標は達せられ、かならずしも「一組」の「会計基準」という概念にこだわるべきでないとの主張を示しているようである。FAF がこのような主張をするに至った理由を推測するに、ひとつには、FASB

が米国会計基準の設定主体であって、MoU 共同プロジェクト終了以降は国際会計基準の設定主体ではなく、世界的に認められた「一組」の会計基準を作成する主体にはならないという、FASB の権限上の理由も想定しうる。しかし、より本質的には、FAF が、米国と各国の IFRS の組み込み状況をみると、国際会計基準が「一組」に収斂することは想定しえず、少なくとも短期的には、IFRS の本来の目的である比較可能性を意識した「共通性」に重点を置くことが現実的であると考えていることにあると思われる。

そうであれば、「一組」の会計基準ではなく、「IFRS 準拠の国際会計基準の共通のプラットフォーム」の構築が今後の重要な論点となるはずである。よって、FAF は、各国の会計基準設定主体が現実的に受け入れられる「IFRS 準拠の国際会計基準の共通のプラットフォーム」とはどのようなものであるかを明確に定義して提案すべきであるところ、「FAF によるコメント・レター」において具体的言及はみられない。⁽⁶⁵⁾ FAF と FASB からの具体的な提案が待たれる。

(2) 「コンドースメント・アプローチ」において精緻化すべき分野

FAF は、SEC のスタッフが示した「コンドースメント・アプローチ」に対し、米国のステークホルダーによって、精緻化しなければならないと懸念されている以下 3 つの分野を指摘している。その内容とは、(a) SEC が米国会計基準設定の唯一の規制当局から、国際会計基準の設定に間接的に係る複数の規制当局の一つとなることにより、米国資本市場において、投資家保護の能力が低下すること、(b) 国際会計基準に関する世界的合意が未だ限定的である早期に、国際的なガバナンス構造へ重要な権限を移転することにより、米国資本市場がリスクにさらされる可能性があること、(c) 世界で最も強固で透明性のある資本市場において投資家のために会計基準を改善してきた、米国会計基準設定主体の良い意味での役割と影響力が減退し、米国内外の財務報告基準の品質に影響があることの 3 つである。⁽⁶⁶⁾ FAF はこれらの

懸念される分野に対し、次に述べる「FAF が奨励する組み込みアプローチ」において、修正の提案を示している。

2 FAF が奨励する組み込みアプローチ

FAF は、1において前述したとおり、SEC のスタッフが報告した「コンドースメント・アプローチ」に対し、修正すべきとする点を指摘し、具体的な修正提案を行っているが、さらに、FAF の奨励する「コンドースメント・アプローチ」を織り込んだ組み込みアプローチを提示している。内容は、IFRS 組み込みの基本的概念における修正提案として既に言及した目的の修正、FASB のみならず各国の会計基準設定主体の役割と権限に関する修正または拡大、IFRS を組み込む際の判断基準の必要性とその内容など、多岐に渡っている。本稿では、特に注目すべき内容として、(1) アプローチの目的の修正、(2) 米国の国際会計基準設定活動への参加方法、(3) IFRS を組み込む際の判断基準、(4) MoU 共同プロジェクト完了後の FASB の役割、(5) 米国の会計基準設定主体の権限の 5 点に整理して確認し、分析と考察を加える。

(1) アプローチの目的の修正

FAF は、前述の IFRS 組み込みの基本的概念における修正の提案としても言及しているが、「コンドースメント・アプローチ」の目的は修正されるべきであることを再度指摘している。具体的には、「一組の世界的な会計基準は、価値ある目標であるものの、予見可能な将来 (foreseeable future) に向けたより現実的な (more practical) の目的は、最も発達した資本市場間で、共通の国際基準に基づき、必ずしも同一 (identical) である必要はないが比較可能性の高い財務報告基準に到達することであることを信念とする⁽⁶⁷⁾」と述べている。すなわち、SEC が目標として掲げる「一組の高品質で、世界的に認められた会計基準の到達」から、「一組」にこだわらず、「比較可

能性が高い」ことを目的とすべきであるとする修正である。

この修正は、FAF が IFRS 組み込みの基本的概念における修正の提案をおこなう際に言及されている現状、すなわち、現在に至るまでの各国または各管轄の IFRS の組み込み状況が、「世界的な財務報告システムに向けて推進しているものの、管轄や文化による差異が継続している実情にある」ことを理由に主張されているものであろう。この状況認識は正当であり、それにもとづいた修正として妥当であると考えられる。

FAF による直接の指摘はないが、「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」においても、各国または各管轄における IFRS の組み込みアプローチの状況から、「一組」の会計基準に収斂する困難さは明らかにされている。ごく単純な概念としては、「一組」の世界的な会計基準が存在し、それを自国にも適用する場合に、その組み込みアプローチは、IASB が公表した世界的な会計基準である IFRS をそのまま用いる、いわゆる「強制適用（アドジョン・アプローチ）⁽⁶⁸⁾」となるはずである。しかし、SEC のスタッフが「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」において報告しているとおり、そのようなアプローチを採用している国または管轄は、ほとんど存在していない。⁽⁶⁹⁾

それにもかかわらず、SEC が、「一組」の会計基準を目標として掲げ続ける理由はどこにあるのであろうか。ひとつには、国際的な金融市場監督規制との関連が考えられる。近年の先進的な金融本市場における国際的な監督規制は、「金融世界経済に関する首脳会合（以下「G20」という）」が中心的な存在といえる。G20は、2008年8月に発生した世界的な金融危機発生に対応するため、同年11月15日、先進国を中心とする19カ国と欧州連合の首脳が、緊急にワシントンにおいて会合し対応を協議したことに始まり、その後、定例化して、ほぼ半年に1回開催されるようになっている。この会合において合意された施策が、各国と各管轄において執行され、その進捗状況もまた、会合において確認されることとなっている。G20の重要なテーマの一つに金融

市場規制体制の強化があるが、その具体的施策中に、会計基準に関連する合意事項があり、「⁽⁷¹⁾单一の質の高い世界的な会計基準（a single set of high quality global accounting standards）」の実現が含まれているのである。

ワシントン・サミットにおいては、専門家に対して「市場の混乱時において特に、複雑な証券について、国際会計基準を見直し、調整する」指示が出された。また、「改革のための原則を実行するための行動計画」の一つとして「透明性及び説明責任の強化」が位置付けられ、その中の「中期的措置」として、①世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設することを目的に、精力的に作業を行う、②規制当局、監督当局及び会計基準設定主体は、状況に応じ、質の高い会計基準の一貫した適用及び実施を確保するため、相互に、また民間セクターと継続的に協力して作業をする、③金融機関は、必要に応じて、国際的なベスト・プラクティスに基づいて、財務報告において、リスク開示を強化するとともに、すべての損失を継続的に開示する、④規制当局は、金融機関の財務諸表が、金融機関の活動（非連結の活動を含む）を完全、正確かつ適時に反映すること、また、財務諸表が、一貫して定期的に報告されることを確保するよう努めることが宣言された。すなわち、G20に属する各国と管轄の規制監督当局は、「单一の、質の高い国際的な会計基準の創設」にコミットしていることになる。

ワシントン・サミット以降、2011年11月まで計5回のG20のサミットが開催されているが、いずれのサミットにおいても、「⁽⁷³⁾单一の、質の高い国際会計基準の実現」の重要性を指摘し、これに向けた各関係者の努力を奨励し、⁽⁷⁴⁾その進捗を確認する旨の宣言が公表されている。そのため、G20を構成する各国と管轄の規制監督当局は、国際会計基準の設定に関し、対外的に見解を示す際に、「单一」という表現を付随させることとなる。特にG20の中核であり、G20の施策の実行を牽引する米国としては、積極的にこのスタンスを表明しなければならない立場にあると思われる。SECは、国際的な金融市场

場監督規制を担う一主体として、「単一」すなわち「一組」の会計基準を目標として掲げ、実施することが要請されていると考えられるのである。

国際金融監督規制において、質の高い国際的な会計基準の「単一」が要請されるのは、財務報告の基準の不統一による規制の不均衡と規制逃れの弊害を回避することが、主たる目的であると考えらえる。この目的は、IASB が IFRS という国際的に統一した会計基準を設定する目的とは、当然に異なる。国際財務報告基準に関する趣意書によれば、IFRS の基準設定主体である IASB の目的は「公益に資するよう、明確に記述された原則にもとづく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められた会計基準の単一のセットを開発すること」にある。これらの基準には「財務諸表その他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求」すべきであり、それによって、「投資者、世界のさまざまな資本市場の参加者及び他の財務情報の利用者が経済的意意思決定を行うのに役立つものとする」とことされている。⁽⁷⁵⁾ すなわち IFRS において「単一」が要請されるのは、財務情報を利用する投資家に役立つものとなるよう比較可能性を向上させること、IASB の達成目的から引き出された可能性が考えられる。

前述のとおり、FAF は、「コンドースメント・アプローチ」の目的として SEC が掲げる「一組の世界的な会計基準」に対して、「必ずしも同一である必要はないが比較可能性の高い財務報告基準に到達することを信念とする」とする修正を提案している。FAF は、修正の理由として「管轄と文化的な差異が継続している実情」を理由に挙げ、とくに概念的な根拠を示してはいないが、前述の IASB と IFRS の達成目的から引き出される「比較可能性の向上」を認識して「同一ではないが比較可能性の高い財務報告基準の到達を信念とする」旨の主張を行ったのかもしれない。

SEC は、前述のとおり、「米国において、投資家保護と、公正で規律正しく効率的な資本市場を維持し、促進する」ことを使命とする米国の規制当局

であるが、同時に、国際金融監督規制の主体でもあるため、国際会計基準を巡っては、関連しない複数の目的達成を使命とすることになる。一方、⁽⁷⁶⁾ FASB は、国際金融監督規制から要請を受けることはあるものの、民間セクターの会計基準設定主体であり、その本来的な使命は、「投資家と他の財務報告利用者の意思決定に有用な情報が提供されるよう、高品質な財務会計と報告の基準を制定し改善する」ことにある。このような差異により、SEC と FAF のあいだでアプローチの目的に対する見解が分かれたものと考えられる。FAF による修正の提案は、各国と各管轄の IFRS の組み込み状況の実情から、また、IFRS の概念的な側面からも、妥当性を認める余地があると思われるが、前述したとおり、目下の SEC の立場からは、この修正は受け入れが難しいものと推測される。

（2）米国の国際会計基準設定活動への積極的な参画

SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の 4 要素のひとつに、「(2) FASB の IFRS への開発プロセスへの参加」を挙げている。IFRS への開発プロセスの参加方法として、IASB 対する 10 項目の活動を列挙しているが、実行する内容としては抽象的な表現に留まっていた。これに対し、FAF は、積極的に参画するためのより具体的な提案を行っている。提案は、①FASB のボード・メンバーが、IASB の審議に参加する権利を伴った、IASB の議決権のないオブザーバーとなる権利を有すること、②IASB の技術的なアジェンダとプロジェクトについて議論、レビューおよび意見を述べるための FASB と IASB との定期的会合、③FASB が、IASB のアジェンダ全てにつき、(IASB と協力して) 米国におけるデュー・プロセス、関係者に対するアウトリーチと実施後のレビューを実施することの 3 つである。⁽⁷⁷⁾

FAF は、SEC のスタッフが示した 10 項目の活動に対しては異論のないものの、それらを実現し、結果を出すためには、FASB の IASB 対する権

限と定期的活動を確保することが必要であり、具体的施策を要請しているものと考えられる。たとえば、①の「議決権のないオブザーバーとなる権利」は、FASB が、MoU 共同プロジェクト後、FASB が IASB と共に作業を行う主体ではなく、IFRS の開発プロセスに有益な役割を担うという立場を具体化した権利となりうる。

IASB が、このような米国の積極的な参画をどの程度受け入れるかは、IASB が民間の国際的機関であるため、今後の米国による IFRS 財団とその傘下機関に対する人材と資金の提供や、国際会計基準の組み込みへのコミットメントとその実施状況といった米国の関与度合いに大きく影響されるものと思われる。

(3) IFRS を組み込む際の判断基準

FAF が奨励する組み込みアプローチでは、IFRS を米国会計基準に組み込むか否かを決定するに際しては、国際会計基準と IASB の基準設定プロセスを誠実に評価するための適正な基準が必要であり、その基準については、FASB が幅広い合意を求めるこになっている。新しい主要な国際会計基準が、既存の会計基準を改善する場合は、米国会計基準に組み入れるべきで、FASB はこの認識を基準設定活動の原則としている。そして、FASB は、過去からの経験をつうじ、以下の潜在的な評価基準が、財務報告の質を改善もしくは少なくとも維持し得るものとしている。これらの評価基準とは、①投資家を最重要とすること、②基準設定の独立性、③強固で参加型のデュープロセスによること、④利益がコストを上回ること、⑤指針の明確性と妥当性の 5 つである。⁽⁷⁸⁾

FAF が提案する 5 つの評価基準のなかで、SEC のスタッフの見解に関連がないか、または見解を異にする主張がなされている注目すべき評価基準は、①と②である。①投資家を最重要とすることに關し、FAF は、組み込みの基準の評価においては「プルデンシャルもしくは他の公共の利益ではなく⁽⁷⁹⁾

(rather than prudential or other public policy interest)」、「最も強固で透明性のある資本市場において、投資家もしくは資本の提供者が必要とする情報に適合した財務報告を第一の目的とすることに適合しているか」を考慮すべきとしている。②基準設定の独立性に関しては、基準の開発を巡る政治的圧力によって、顕著な改変または質が低下していないかを考慮するべきとしている。前述したとおり、2008年の金融危機発生の際、EUの圧力により、IASBが、急遽一時的に時価会計を凍結した経緯がある。FASBの使命は、SECのスタッフが「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」でも述べているとおり、「投資家と他の財務報告利用者の意思決定に有用な情報が提供されるよう、高品質な財務会計と報告の基準を制定する」ことにあるので、一部発行体の危機を表面化させないために、時価会計を凍結する会計基準の変更は、原則として認容できないと考えられる。その否認の評価基準は、①と②にあり、FAFの提案の意図は、FASBの使命の堅持にあると推測できる。しかし、前述のとおり、SECは、米国と国際金融監督規制の主体であり、金融市場の一局面において、金融システムの安定性と投資家保護が両立せず、SECがいざれかを優先させた施策を探る可能性は否定できない。

③強固で参加型のデュー・プロセスに関しては、FAFは、SECのスタッフの定義するFASBの使命にしたがい、実現すべき具体的な手続きを評価基準として示したものといえる。SECのスタッフは、FASBの使命を「投資家と他の財務報告利用者の意思決定に有用な情報提供となるよう、高品質な財務会計と報告の基準を制定し改善する」としており、その使命においては、特に米国関係者の支援としての役割を果たすことが重要であると指摘がなされているところ、FAFは、FASBが米国関係者を積極的に参加させるデュー・プロセスの採用によりこの役割を実現することを提案し、それを評価基準としている。参加型のデュー・プロセスによってFASBが米国資本市場の関係者の意向を集約し、意思決定を行う際、FASBの意思決定

が正当であると評価されるためには、透明性のある厳正なデュー・プロセスを経る必要がある。FAF は、強固で参加型のデュー・プロセスには、リサーチの範囲と様々な報告のモデルの検討、幅広いステークホルダーへのアウトリーチ（outreach）および参加と審議プロセスの公開性と厳正性が考慮されなければならないとした。これらの項目が含まれたデュー・プロセスは、FASB の使命の実現を確実にするものとして評価できるが、各項目については、より具体的で詳細な内容の検討が求められる。内容の公正性・適正性の確保については、FASB を米国の会計基準設定主体として認定している SEC による関与が考えられ、SEC より具体的な指針が提供されることが望ましいと思われる。

④利益がコストを上回ることに関しては、SEC とそのスタッフの見解と FAF の見解は同一であり、それにもとづいて、FASB が評価を行う際の基準とすべき点を示したものと考えられる。SEC とそのスタッフが、既に「ワーク・プラン」と「プログレス・レポート」において十分に認識のあるところを示し、分析の途上にある。FAF も同様に、利益がコストを上回るという同一の評価基準とすることを表明している。

⑤指針の明確性と妥当性に関しては、「公表した会計基準が、十分な明確性や、一貫性と統一性をもって適用することのできる十分な指針が提供されること」と述べたもので、一般的な見解といえる。

（4）MoU 共同プロジェクト完了後の FASB の役割

SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の 4 要素のうち、「(1) FASB の役割」と「(2) FASB の IFRS への開発プロセスへの参加」において、MoU 共同プロジェクト完了後の FASB の役割に関し、FASB は IASB とともに米国会計基準の開発もしくは修正を行うことはしないが、IASB への助言と支援を行い、米国の視点からの考察を促進し、エンドースメント・プロセスによっ

て、米国会計基準への組み込みを行うこととしている。FAFは、これらの役割に追加し、MoU 共同プロジェクトとその関連プロジェクト完了後の FASB の役割について、①投資家と他のステークホルダーとともに、米国会計基準と IFRS との間に残存する重要な差異をレビューするプロセスを開始すること、また、②米国会計基準に組み込み得る国際基準 (international standard) について、デュー・プロセスを通じて管理する (conduct) ことを提案している。⁽⁸⁰⁾

この 2 つの提案のうち、①FASB が投資家と他のステークホルダーとともに IFRS の開発プロセスに参加することに関しては、前述のとおり、SEC が、FASB に対して米国資本市場の参加者の中心的な役割を求めていとする見解と軌を一にするものである。他方、②FASB が米国会計基準に組み込み得る国際基準をデュー・プロセスを通じて管理することに関しては、SEC とそのスタッフから特段の見解は示されていない。FAF は、IFRS を組み込む際の評価基準のひとつとして、先に「強固で参加型のデュー・プロセスによること」を挙げており、この点と関連して言及したものであろう。

（5）米国の会計基準設定主体の権限

SEC のスタッフは、「コンドースメント・アプローチ」のフレームワークにおける「エンドースメント」の 4 要素のうち、「(3) IFRS へ修正・追加を行う場合の FASB の手続き」において、FASB が、国内の会計基準設定主体として、IFRS において特に扱われていない問題については、IFRS と矛盾しない要請を規定し、既存の米国会計基準を引き継ぐ権限を保持することとした。これに対し、FAF は、判断基準を満たす IFRS を米国会計基準に組み込むというコミットメントを条件に、FASB は独立した会計基準設定権限を保持することとし、その会計基準設定権限には、IASB の技術的なアジェンダにおいて積極的なプロジェクトでなくても、米国資本市場にとって考慮すべき重要なプロジェクトのためには、独自の技術的なアジェンダを設定

する権限と、国際的な指針が米国において投資家保護に時宜を得て（timely）いないか、あるいは、詳細が十分でない場合に、実施指針を提供する
⁽⁸¹⁾ 権限が含まれるとしている。

この FAF による修正は、IFRS において特に扱われていない問題に対し、FASB が、米国の会計基準設定主体としてどのような権限を保持するかという点に関して、SEC のスタッフの見解を拡張し、米国資本市場にとって必要な場合、独自の技術的なアジェンダの追加と実施指針を提供できるとする、より具体的な権限の追加である。米国資本市場の関係者と投資家保護における必要性があれば、IFRS にないアジェンダと実施指針の追加は、米国の会計基準設定主体としては当然に行うべきものであり、FAF の主張は正当であろう。ただし、各国による独自の技術的なアジェンダの追加について、IASB が許容するか否かは明確ではない。また、米国の会計基準設定主体の権限について、SEC のスタッフが、IFRS と矛盾しない要請を規定できる権限としているところ、FAF は、時宜を得ていないか、詳細が不十分な場合の実施指針を提供する権限としている。IFRS と矛盾しない要請であるか否かが明確でない場合、FASB が提供する実施指針が IFRS に許容されないことも想定し得る。すなわち、米国関係者にとって不安定要因となる修正の可能性がある。

IV おわりに

以上、SEC による近年の国際会計基準の組み込みに向けた活動状況と、2011年に SEC のスタッフと FAF が公表した、あらたな組み込みの方法である「コンドースメント・アプローチ」の検討内容について確認し、分析と考察を試みてきた。

我が国では、前述の2011年6月の自見金融担当大臣による適用延期の緊急表明以降、1～2か月毎に開催されている企業会計審議会総会（同審議会企

画調整部会との同日開催）において、国際会計基準の組み込み方針の検討が進められている。緊急表明以降、同総会は、議論・検討の進め方を仕切り直し、同年8月、以下のように改めた。①会計基準に関する技術的議論に限定することなく、より広く、非上場・中小企業を含む企業の経済活動、税法・会社法・各種業界規制などの周辺制度および金融・資本市場に与える影響を認識し、整理したうえで、体系的な道筋を示しつつ、議論・検討を行うこと、②海外における取組も参考にしつつ、海外視察を通じた国際的状況の的確な把握を行うこと、③学術的検討を含め、広く関係者からの意見を聴取することにより、丁寧かつ十分に時間をかけて、予断をもたず実態・現実に即して議論・検討を進めていくことが適切であるとした。⁽⁸²⁾

また、検討すべき項目として、①諸外国の情勢・外交方針と国際要請の分析、②経済活動に資する会計のあり方、③原則主義のもたらす影響、④規制環境（産業規制、公共調達規則）・契約環境等への影響、⑤非上場企業・中小企業への影響・対応のあり方、⑥投資家と企業とのコミュニケーション、⑦監査法人における対応、⑧任意適用の検証、⑨国内会計基準設定主体のあり方、⑩国際会計基準設定主体（IASB）のガバナンスの10項目を挙げた。⁽⁸³⁾

以上の我が国の議論・検討の進め方および検討項目は、SECが公表した「ワーク・プラン」およびこれに続くスタッフ・レポートにおいて展開されている検討内容および検討の進め方と比較すると、共通または類似する点が非常に多い。会計制度のみならず、国際会計基準の組み込みの検討プロセスについても、SECの動向は、我が国において参考とされ、大きな影響がもたらされている。

我が国においては、現在、国内基準、米国基準および国際基準の3つの会計基準が併存しており、大局的かつ戦略的に会計基準設定に取り組んでいかなければならない。今後も、引き続き米国の動向と議論から示唆を得ながら、我が国にとって望ましい会計基準設定のあり方、法整備および施策を検討し

ていくこととなろう。

また、国内に向けた検討にとどまらず、我が国の国益を踏まえ、いかにIASBおよび各国・各管轄に対して影響力を及ぼしつつ、不利にならない状況で我が国における組み込みを進めていくかについても、重要な課題である。IASBとの共同プロジェクトを推進し、完了後はいかなるスタンスで取り組むかを検討している米国の動向と議論も、大いに参考となる。本稿において述べたとおり、IFRSが必ずしも十分な整理やガイダンスの充足が図られていない発展途上段階にあるなかで、IFRSの開発における米国の関与度合いは非常に強いものであり、今後さらにその影響力を強めていく可能性が予想される。我が国においては、今後、IFRSが米国会計基準に近づいていくことも想定に含めて検討をすすめていくべきかも知れない。

なお、我が国は、IFRS組み込みの検討に際し、米国とは異なる特有の法制度上の問題を抱えている。金融商品取引法が作成を要請する個別財務諸表へのIFRS適用の是非、剩余金分配規制を目的とする会社法会計との関係および確定決算主義を採る法人税法会計との関係の調整などの問題である。IFRSが強制適用の段階になったとき、日本固有の問題として、法的インパクトについては慎重に対応策を議論しておかなければならないことが指摘されており、特に、剩余金分配規制を放棄する場合は立法の大幅な方針転換となる。⁽⁸⁴⁾会計理論や金融・資本市場政策論に留まらず、並行して法律論としての議論も進展させていくことは不可避であり、喫緊の課題である。

(1) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』105頁（日本経済新聞出版社、2010）によれば、我が国の会計基準は、米国会計基準同様、多数かつ詳細な基準から会計基準が構成される細則主義（rules-based approach）を特徴とする。これに対し、国際会計基準は、原則主義（principles-based approach）であるとされる。米国は国際会計基準設定に大きく関与しており、その国際会計基準に対する取り組みスタンスは、米国と同様の特徴をもつ我が国の国際会計基準に対する取り組

みに実質的な影響をおよぼす。また、我が国において、連結財務諸表規則第95条および同規則の一部を改正する平成21年内閣府令第73号ならびに平成14年内閣府令第11号により、米国の証券取引所に上場するために米国式連結財務諸表を採用している日本企業と、昭和52年連結財務諸表制度の導入前から米国基準を使用している日本企業は、金融商品取引法上の連結財務諸表の作成基準として、米国基準を使用することが認められており、米国会計基準を採用しているこれらの企業も、直接的な影響を受ける。

(2) 日本経済団体連合会は、2008年10月14日、「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/071/index.html>) と題する文書を公表し、強制適用を支持した。同年10月23日から開始された企業会計審議会では、強制適用に向けた検討が行われ、2009年2月4日に「我が国における国際会計基準の取扱について（中間報告）（案）」

(<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090204-1/01.pdf>)、同年6月30日に「我が国における国際会計基準の取扱について（中間報告）」

(<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090616-1.html>) が公表され、2012年を目途として、IFRS の適用について判断し、適用する場合には、2015年または2016年から上場会社の連結財務諸表に IFRS を強制適用する行程案を示すに至った。この行程案は、米国の行程案を1年遅れで追うかたちになっている。

(3) 2011年6月21日、自見庄三郎金融担当大臣は記者会見を行い、国内外の様々な状況変化（IFRS の適用を巡る米国の動向、産業界から導入延期の要望、東日本大震災の発生等）を踏まえ、IFRS の適用を延期する方向で検討することとし、様々な立場からの十分な議論と準備期間の設定を行うことを表明した。会見の概要は、金融庁のウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html> を参照。

(4) FAF は1972年に設立された独立の民間セクターで、FASB および政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board）の監督、管理および資金調達に責任を負う。FAF は、両審議会を通じ、会計基準と財務報告を設定および改善し、投資家および他の財務報告の利用者に対する意思決定に有用な情報を提供する財務報告を発展させることを使命としている。FAF の概要については、FASB のウェブサイト <http://www.fasb.org/home> を参照。

(5) IFRSs は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）が公表した以下4つの基準書および解釈指針から構成される。(a) 国際

財務報告基準 (International Financial Reporting Standard)、(b) 国際会計基準 (International Accounting Standards. 国際会計基準審議会の前身である国際会計基準委員会が設定し、その後、国際会計基準審議会が改訂している基準書)、(c) 国際財務報告解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee) 解釈指針、(d) 解釈指針委員会 (Standing Interpretations Committee. 国際財務報告解釈指針委員会の前身) 解釈指針。

- (6) SEC, *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standard by U.S. Issuers* (November 14, 2008) available at

<http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>.

- (7) 2010年2月の SEC 声明によれば、投資家、規制当局、財務報告書の作成者、会計士、弁護士、その他の専門家、学者、会計基準設定主体、国際機関を含む様々な関係者から、200通を超えるコメント・レターが寄せられたとしている。

- (8) SEC, *Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers* (February 24, 2010) available at

<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/globalaccountingstandards.pdf>.

- (9) 特定された6つの分野は、次のとおりである。①米国内の報告システムに対する IFRS の十分な開発及び適用（内容として、以下3つの領域が特定されている。1.IFRS の包括性、2. IFRS の監査可能性および強制可能性、3. 管轄内および管轄に渡る IFRS 財務諸表の比較可能性）②投資家の利益のための独立した基準設定 ③IFRS に関する投資家の理解および教育 ④会計基準における変更によって及ぼし得る米国の規制環境への影響の検証 ⑤会計システムや契約上の取り決めに対する変更、コーポレート・ガバナンスの検討および訴訟の偶発性を含めた、大・小規模の発行体に対する影響 ⑥人材資源の準備。

- (10) 「ワーク・プラン」の概要と一部詳細については、拙稿「SECによる IFRS の組み込み検討のための『ワーク・プラン』とその進捗状況」最先端技術関連法研究9・10合併号195～233頁（2011）参照。

- (11) SEC, *Progress Report* (October 29, 2010) available at

<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/workplanprogress102910.pdf>.

- (12) 「プログレス・レポート」の概要と一部詳細については、拙稿・前掲（注10）

197～233頁参照。

- (13) SEC, Staff Paper, *Exploring a Possible Method of Incorporation* (May 26, 2011) available at
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>.
- (14) SEC, Staff Paper, *A Comparison of U.S. GAAP and IFRS* (November 16, 2011) available at
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-111611-gaap.pdf>
- (15) SEC, Staff Paper, *An Analysis of IFRS in Practice* (November 16, 2011) available at
<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-111611-practice.pdf>.
- (16) 3本のスタッフ・ペーパーに関し、概要を紹介するものとして、FASBの国際研究員である川西安喜氏による以下がある。①については、「IFRSの組込みに関する米国SECのスタッフ・ペーパー」会計・監査ジャーナルNo.673、39～46頁(2011)、②と③については、「米国におけるIFRSの組み込みに関する動向」会計・監査ジャーナルNo.679、30～35頁(2012)。その他、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における配布資料中に、以下の簡潔に紹介された資料がある。①については、2011年6月30日開催「資料2 国際会計基準について(米国の状況)」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20110630.html)、
②と③については、2011年12月22日開催「資料 近時の米国の状況」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20111222/05.pdf)。
①を分析した公表資料・論稿としては、現時点では本稿が先行するものと思われる。
- (17) 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」は、SECの最終決定を提示するものではない。SECの公式決定は、投票権を持つコミッショナー(Commissioner)5名によって決定される。SECがスタッフに権限を委譲した特定の分野を除き、スタッフがコミッション(commission)としての決定を下す権限はない。「早稲田大学創立125周年記念講演会 米国SECコミッショナーPaul S. Atkins氏に聞く SECのミッションとアメリカ社会」『季刊 企業と法創造「特集・環境と法」』第12号115頁(早稲田大学COE 〈企業法制と法創造〉) 総合

研究所、2007)。本稿で取り上げているスタッフ・ペーパーのいずれにおいても、「Introduction」、「Background」の章または文書中各所に、ペーパー中の見解があくまでスタッフのものであり、SEC は未だ最終決定を行っていないことが明記されている。

- (18) FAF, *Re : SEC Staff Paper, Exploring a Possible Method of Incorporation (File No. 4-600)* (November 15, 2011) available at
http://www.accountingfoundation.org/cs/ContentServer?site=Foundation&c=Document_C&pagename=Foundation/Document_C/FAFDocumentPage&cid=1176159309272.
- (19) 「FAF によるコメント・レター」に関し、概要として、3 本のスタッフ・ペーパーと同様（前掲（注16）参照）、川西安喜氏による以下の解説がある。「米国における IFRS の組み込みに関する動向」会計・監査ジャーナル No.679、25～29 頁（2012）。
- (20) SEC, *supra* note 13, at 1.
- (21) Speech by SEC Staff: Remarks before the 2010 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, available at
<http://www.sec.gov/news/speech/2010/spch120610pab.htm>.
- (22) IASB は、非営利の民間セクターである IFRS 財団に属する、IFRS の設定を行う独立の会計基準設定機関。国際会計基準の開発、改訂の検討項目の設定およびプロジェクト計画の策定とその実行について、全面的な裁量権を有する。IASB のメンバー数は16名で、その構成は原則として、北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域から各4名、アフリカ及び南米地域から各1名、その他2名、とすることが IFRS 財団の定款に定められている（その他2名は、特に定めを設けず、全体のバランス等を考慮し選出）。メンバーの任期は5年（再任1回可能）で、日本からは鷺地隆継氏（元住友商事株式会社のフィナンシャル・リソーシズグループ長補佐。現在は、国際財務報告解釈指針委員会のメンバー、日本経団連主催の IFRS 導入準備タスク・フォースの事務局長および企業会計基準委員会アドバイザー）が就任している。IASB および IFRS 財団の概要については、日本公認会計協会のウェブサイト「IASB とは」(<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/basic/iasb/index.html>)、「IFRS に関するお知らせ 鶴地隆継氏が IASB の理事に就任」(2011年02月28日) (<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/convergence/chapter02/index.html>)、「IFRS 財団とその活動の照会」(http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/basic/pdf/WhoWeAre_2012_Japan.pdf).

pdf) を参照。

(23) SEC, *supra* note 13, at 5. この定義は、既に「プログレス・レポート」において言及及されている。

(24) 「コンバージェンス・アプローチ」については、中国を採用国の一例として挙げ、IFRSとの差異の削減に努力していることに言及及している。「エンドースメント・アプローチ」については、多くの国（例としてEU諸国とオーストラリア）が採用しており、承認手続きにおいて予め基準を設けている場合が多いが、その自国基準とIFRSとの乖離幅は国毎に異なること、国や産業による固有のガイダンスの必要性および従前からの規制当局により発行されたガイダンスの存在などを理由に、個別のIFRSに修正や追加を行っていることを指摘している。*Id.* at 5~6.

(25) *Id.* at 7.

(26) *Id.* at 7.

(27) *Id.* at 7~8.

(28) *Id.* at 8.

(29) 2002年10月、FASBとIASBは、米国会計基準とIFRSの将来の収斂化(convergence)に向けて合意（ノーウォーク合意）し、その後、2006年2月、この合意を再確認するための具体的な行程表を文書にして発行（A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006–2008 Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB, 27 February 2006、以下「MoU」という）し、2008年、更に内容をアップ・デートした。FASBとIASBは、SECによる調整表（項目の差異を示す表）の撤廃を目標とし、MoUにおいて特定された項目（短期的には、公正価値オプション、減損、法人税、投資不動産、研究開発費、後発事象、借入費用、政府補助金、ジョイント・ベンチャーおよびセグメント情報の10項目）。長期的には、企業結合、連結、公正価値測定の指針、負債と資本の区分、財務諸表の表示、収益認識、認識の中止、金融商品、無形資産およびリースの11項目）の会計基準の収斂を図っている。収斂の完了期限は2011年6月としていたが、2010年～2011年中に相次いで期限を繰延べ、現時点では、2012年度中に完了させることとなっている。ノーウォーク合意およびMoUの経緯・詳細については、平松一夫=徳賀芳弘『会計基準の国際的統一』37~42頁（中央経済社、2005）参照。MoUは、FASBのウェブサイト（<http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176156245663>）、MoUプロジェクトの完了期限延期の公表は、FASBのプレス・リリースのウェ

ブサイト (<http://www.ifrs.org/News/Press+Releases/Press+Releases.htm>) から入手できる。欧州からは、この FASB と IASB の共同作業である MoU プロジェクトをはじめとして、米国が IFRS を採用していないにも関わらず、IFRS の設定に大きな影響を及ぼしているとして不満の声が上がっていた（後述）。MoU プロジェクト後の IFRS の開発プロセスにおける FASB の役割の変更については、このような国際的批判が考慮された可能性も考えられる。欧州からの批判の一例として、2011年11～12月に企業会計審議会が行った IFRS に関する海外調査報告において、フランス経済団体が、「(IFRS を使っていないにもかかわらず) 米国人のボードメンバーが IFRS の基準設定に影響を及ぼしていることを欧州関係者は不愉快に思っている。米国は今後5～7年かけて IFRS を徐々に取り込むという方向性を出したが、これでは今後も米国基準とのコンバージェンスのために IFRS が影響を受けてしまいかねないため問題がある」とコメントしたことが報告されている。企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議2012年2月17日開催「資料4-1 IFRSに関する欧州調査出張（フランス・ドイツ・EFRAG）調査報告書」(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20120217/04a.pdf) 32頁。

(30) SEC, *supra* note 13, at 8.

(31) *Id.* at 9.

(32) *Id.* at 9～10.

(33) IFRS は各国が IFRS の解釈指針を提供することを禁止しているとされるが、米国会計基準の指針が適用できないということではない。IAS 第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」によれば、会計方針は、①基準書、②解釈指針、③概念フレームワーク（Conceptual Framework）の順で選択および適用するが、財務報告を作成する経営者が考慮できるものとして、「会計基準を開発するために類似の概念フレームワークを使用している他の会計基準設定主体の直近の基準等の文書、その他の会計上の専門文献、及び一般に認められている業界実務慣行も、①～③の根拠資料に反しない範囲において、考慮することができる」とされている。IASB と FASB は、概念フレームワーク（米国会計基準では「Financial Accounting Concepts（以下、概念基準書）」がこれにあたる）を順次、共同開発しており、その範囲において、米国会計基準とその指針は考慮できるものと解釈されていると考えられる。IAS 第8号は、IFRS 財団編『国際財務報告基準 2011年1月1日現在公表 PART A』414～415頁（中央経済社、2011）参照。

- (34) SEC, *supra* note 13, at10.
- (35) *Id.* at 10.
- (36) *Id.* at 11.
- (37) *Id.* at 11.
- (38) 世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成され、証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行う国際的な機関。機関の目的は、投資家保護、公正かつ効率的で透明性の高い市場の維持、システムリスクの対処、不公正行為に対する法執行や監督強化を通じた投資家保護および市場の公正性の信頼の確保、市場インフラストラクチャーの強化などのために、国際的に一貫した規制・監督・執行の基準の確保と促進すべく、情報交換と協力をを行うこととされている。IOSCO と国際会計基準の関係については、IOSCO が、1987年9月に国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee. IASB の前身で、2001年のIFRS財團に改組の際、発展的に解消。以下「IASC」という) の諮問グループに参加し、会計基準の国際的統一化のための第一歩として IASC と共同で「財務諸表の比較可能性」プロジェクトを開始させたことに始まる。同プロジェクトは、IOSCO のイニシアティブのもとに国際会計基準 (International Accounting Standards. IFRS に含まれる財務諸表作成・開示のための基準。以下「IAS」という) を国際的な資本市場で用いられることを目的とした一連の改善及び拡張のための活動の重要な第一歩として位置づけられている。内容としては、財務諸表の比較可能性を高めるため、会計処理の選択肢を削除するというものであった。IOSCO は、1988年11月、メルボルンで開催された年次総会で、国際的なディスクロージャー制度の統合に対し積極的に取り組む方針を明らかにするとともに、相互に承認し得る IAS 作りを行う IASC の活動を支持する声明文を公表した。IOSCO が IAS の承認を決定すれば、IAS が国際的な資本市場で用いられる可能性が強くなることから、IAS は現実の問題としてにわかに脚光を浴びるようになり、法的強制力を有しない IASC にとって、大きな転換点となったとされている。IOSCO は、2000年5月17日のシドニーでの年次総会の初日に、IAS の30の基準を財務諸表の作成・表示の基礎となるコア・スタンダードとして承認し、外国企業の各国での上場に IAS を使用することを認めるよう勧告している。IOSCO については、IOSCO のウェブサイト (<http://www.iosco.org/about/>)、IOSCO による IAS 承認の経緯については、日本公認会計協会のウェブサイト「第2章 国際財務報告基準（IFRS）への収斂の国際的動向 01. 証券監督者国際機構（IOSCO）による国際会計基準（IAS）の承認」

(<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/convergence/chapter02/index.html>) を参照。

(39) SEC, *supra* note 13, at 11~12.

(40) *Id.* at 12.

(41) EU は、2005年の強制適用開始時、IASB の定めた IFRS の大部分を承認したが、金融商品会計（IAS39号）の中に含まれる公正価値オプションとヘッジ会計については、2005年1月1日までに問題点を解消できなかつたため、問題個所を除いて IAS39号を承認するという「カーブ・アウト（carved out）」の措置がとられた。これにより、カーブ・アウトを伴つたEU版 IFRS とオリジナル版 IFRS がEU域内で並存することとなつた。「カーブ・アウト」の経緯について、服部孝洋=野村亜紀子「EUにおける『IFRS 強制適用』はどの程度強制的だったのか」『資本市場クォータリー（Web版）』（野村資本市場研究所、2010 Winter、<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2010/2010win14web.pdf>）参照。本来は、IASB が公表した IFRS に完全に準拠することが要請されており（IAS 1号）、カーブ・アウトした IFRS を適用した場合は、純粹な（pure）IFRS に準拠したことにならない。そのため、カーブ・アウトは、IASB にとって深刻な問題と受け止められているが、「EUの方はそれについては開き直っているところがある」との指摘がある。大日方隆=川村義則=倉田幸路=佐藤信彦「座談会 IFRS 対応を考える Session 1 会計制度を巡る国際的動向と IFRS 適用に向けた諸問題 前篇 各国の IFRS 受入れ状況と概念フレームワーク」別冊企業会計『IFRS 導入の論点』104頁（中央経済社、2009）、佐藤発言。

(42) SEC, *supra* note 13, at 14.

(43) *Id.* at 14.

(44) *Id.* at 15.

(45) 「米、国際会計基準先送りも SEC 委員長『適用、慎重に判断』景気減速懸念で機運後退」、『日本経済新聞』2011年6月22日、夕刊。

(46) SEC, *supra* note 13, at 20.

(47) *Id.* at 20~21.

(48) 田中弘教授によれば、書物にして日本の会計規範が5900頁程度（会社法などの法規を含む）であるのに比べ、米国の会計基準は、約2万5千頁近くにもなるという。田中弘『国際会計基準はどこへいくのか—足踏みする米国・不協和音の欧州・先走る日本—』26頁（時事通信社、2010）。

(49) SEC, *supra* note 13, at 21.

(50) *Id.* at 22.

(51) *Id.* at 21~22.

(52) 「プログレス・レポート」によれば、同レポート公表の2010年10月時点、監査人および非公開会社・小規模企業を含めた発行体などの各関係者にとって、IFRS の組み込みに必要な対応範囲や時間の見積もりがどれほどであるかにつき、SEC のスタッフが特定中または特定を予定している段階にあった。その後、現時点まで、それらの進捗および結果は未だ報告されていない。2011年6月、SEC のマリー・シャピロ (Mary Schapiro) 委員長は、ウォール・ストリート・ジャーナル年次 CFO ネットワーク会合のスピーチにおいて、「多国籍企業からも投資家からも、IFRS への移行について大きな支持 (big push) はない」ことを認めたことが報じられている。企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議 (2011年6月30日開催)・前掲 (注16) 5 頁参照。

(53) SEC, *supra* note 13, at 22.

(54) *Id.* at 23.

(55) FASB のミッションは、「非政府機関による財務会計および報告の基準を確立および改善し、投資家および財務報告の他の利用者が意思決定を行うに際して有用な情報を提供すること」と定められている。FASB, *Rules of Procedure Amended and Restated through January 1, 2012* available at <http://www.fasb.org/jsp/FASB/Page/SectionPage&cid=1176154526495>。なお、アメリカ国内の会計基準設定主体である FASB が、なぜ IFRSs の設定に深く関与するかに関しては、「FASB のミッション・ステートメント (FASB Mission Statement)」(1994年改訂版)において、「会計基準の国際的な比較可能性」を FASB のミッション達成のための行動のひとつとして具体化し、会計基準についての本格的な国際的諸活動の拠り所とした点にもとめられる。詳細は、杉本徳栄『アメリカ SEC の会計政策』44~48頁参照 (中央経済社、2009)。

(56) 欧州の金融機関は、2008年8月に発生した金融危機を封じ込めるため、同年10月、EU 経済・財務理事会勧告を通じ、金融機関の IAS 第39号「金融商品：認識と測定」の金融資産の保有目的区分の変更に係る規定について、米国会計基準と同様の平等の競争環境を要請し、同年11月、正式なデュー・プロセスを経ることのない異例な早さで、IFRS 7号「金融商品：開示」における金融資産の分類の変更の余地が拡大された。この変更の余地の拡大は、発行体が、保有有価証券の分類を「売買目的」から「満期保有」に変更することを可能にするもので、「満期保有」に分類した保有有価証券は時価評価を行わずに済み (事実上の時価

会計の凍結)、発行体は減損および特別損失の計上を免れることができる。IFRS 7号の変更の経緯と詳細について、大川圭美「第10回 IFRS 第7号『金融商品：開示』会計・監査ジャーナル No.645 (2011) 参照。

(57) SEC, *supra* note 13, at 23.

(58) *Id.* at 23.

(59) 抽稿・前掲(注9) 213~218、225~226頁。

(60) FAF, *supra* note 18, at 1.

(61) *Id.* at 2.

(62) *Id.* at 2.

(63) 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」の「Introduction」においては、SEC のスタッフが、SEC の IFRS 組み込みにおける到達点および「コンドースメント・アプローチ」の目的として、「一組の高品質で、世界的に認められた会計基準」を掲げている。SEC, *supra* note 13, at 1~2.

(64) 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」において、SEC のスタッフは、FASB の役割および目標に言及する際は「高品質で、世界的に認められた」と表現し、「一組」という概念は入れていない。*Id.* at 8.

(65) 私見であるが、現時点で推測できる「IFRS 準拠の国際会計基準の共通のプラットフォーム」の一つの可能性としては、2004年から IASB と FASB が、コンバージェンスの観点から取り組んでいる「概念フレームワークプロジェクト (conceptual framework project)」により、共同開発される概念フレームワーク（米国会計基準では概念基準書 (Concepts Statements)）の利用が想定できるかもしれない。概念フレームワークとは、外部の利用者のための財務諸表の作成及び表示の基礎をなす諸概念について記述しているもの (IFRS 財団編・前掲(注33) A23~24頁) で、会計基準ではないが、会計基準設定のための理論的な拠り所 (広瀬義州=徳賀芳弘=内藤文雄編『英和と英 IFRS 会計用語辞典』46頁(中央経済社、2010)) とされている。IASB と各国または各管轄が、共同開発により一致した概念フレームワークを共有し、各国または各管轄の会計基準の体系 (hierarchy) にこのフレームワークを含めることによって、「IFRS 準拠の国際会計基準の共通のプラットフォーム」の構築を図り、各国もしくは各管轄または発行体の事業特性に適した高品質で比較可能性の高い会計基準を設定していくというシナリオである。IASB と FASB の「概念フレームワークプロジェクト」が、時間をかけつつも段階的に進捗していることから、各国または各管轄においても、概念フレームワークを策定してコンバージェンスしていくということは、

現実的な目標と考えられなくもない。もっとも、現状、「概念フレームワーク」は、IFRSs および FASB の財務会計基準書のいずれにおいても、基準書と不一致がある場合に基準書を覆すことはできないとされている。米国の概念基準書は、SFAS 第168号によれば、会計基準の体系中、権威のない文献に分類されており、また、米国会計基準と概念基準書の論理的整合性が不十分であることも指摘されている。山田康裕「金融商品会計基準の論理的整合性」大日方隆編『金融危機と会計規則—公正価値測定の誤謬』361頁以下（中央経済社、2012）。そのため、IFRSs と FASB の財務会計基準書が一致するという比較可能性の担保とはなりえない。「IFRS 準拠の国際会計基準の共通のプラットフォーム」とするには、会計基準の体系上の位置づけを変更する必要もあるため、実際にはかなりの困難を伴うと考えられる。また、現状の「概念フレームワーク」は抽象性が高く、各国または各管轄が自らの会計基準に落とし込む際、高い比較可能性を実現するためには、さらに個別・具体的な論点のレベルにおいて、IASBとのあいだで見解の一致を図っておく必要もある。このようなレベルまでプラットフォームの一部に含める必要があろう。

(66) FAF, *supra* note 18, at 2 ~3.

(67) *Id.* at 3.

(68) 「組み込みに関するスタッフ・ペーパー」においては、SEC のスタッフは、「強制適用（アドプロン・アプローチ）」という表現は使用せず、「full use (without intervening review) of IFRS as issued by the IASB」と表現している。SEC, *supra* note 13, at 4.

(69) *Id.* at 4.

(70) G20は、G 8（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア）と、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合の12から構成される。会合においては、他の参加機関として、国際連合、国際通貨基金、世界銀行、金融安定化フォーラムなどの国際機関が含まれる。

(71) 外務省の仮訳では、「single」を「单一」としているため、G20の公表からの引用においては「单一」とするが、「一組」と同意である。

(72) 国際金融規制体制の強化の中に、会計基準が含まれるようになった発端は、サブプライム・ローン問題の表面化により、証券化商品等の評価が問題視され始めた2007年夏頃まで遡る。その後、金融安定化フォーラム（Financial Stability Forum）が、2008年4月11日、米国ワシントンで開催された7カ国財務大臣・

中央銀行総裁会議（G7）において、当時の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての提言に関する報告を行った。その中で、IASBに対し、三つの要請が出された。①IASBは市場が活発でない状況における金融商品の測定に関する指針を充実すること、そのために専門家の助言パネルを設置すること、②IASBは公正価値の測定及び開示にあたって用いられた手法及び不確実性の開示を充実するよう基準を強化すること、③IASBは早急にオフ・バランスシート事業体に関する会計及び開示の基準を改良させるとともに、国際的なコンバージェンスに向けて他の基準設定主体と協力するというものである。この会計基準に関する提言は、2008年以降のG20による会計基準の規制に引き継がれている。金融危機における国際金融規制体制の強化とIASBの対応については、日本公認会計士協会のウェブサイト「コンバージェンスの歩み 第5章国際財務報告基準(IFRS)への収斂の国際的動向」

(<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/convergence/chapter02/index05.html>) 参照。同年11月、IASBは、金融安定化フォーラムが金融安定理事会（Financial Stability Board）に改組した際に、メンバーの一員となっている。これによって、IASBは国際的な金融規制目的に役立つ会計基準の開発を行うこととなり、様々な金融規制機関の「エージェント」として行動しなければならなくなったことが指摘されている。大石桂一「会計基準設定のアウトソースと会計基準設定機関の変化」企業会計64巻1号29頁（2012）。

(73) 2009年4月ロンドン、同年9月ピッツバーグ、2010年6月トロント、同年11月ソウル、2011年11月カンヌにおいて開催された。

(74) G20の開催概要・宣言は、外務省のウェブサイト

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html>) を参照。

(75) IFRS 財団編・前掲（注33）14頁。

(76) トロントとソウル・サミットの宣言には、直接、IASBとFASBに対し、單一の質の高い世界的な会計基準を実現するための努力を倍増し、2011年6月までの共同プロジェクトを完了するよう要請する旨が盛り込まれた。

(77) FAF, *supra* note 18, at 3~4.

(78) *Id.* at 4~5.

(79) FAFが言及した「プルデンシャル」の意味するところは、「FAFによるコメント・レター」において明確ではないが、金融規制・監督のひとつに、金融システム全体の安定と、個別の金融機関の財務の健全性の確保を図ることを目的とするプルーデンス政策（prudential policy）があり、以下の経緯を踏まえ、この

政策を指しているものと推測される。プルーデンス政策においては、金融機関に一定の自己資本比率を要請するなど、数値による財務規制が行われる。財務規制の数値は、適用する会計基準により、財務上の数値が大きく異なることがある。2008年に発生した金融危機の際、欧州の金融機関は、金融資産に適用する会計基準を変更することにより減損および特別損失の計上を免れ、欧州金融システムの危機拡大が回避された。前掲（注56）参照。

- (80) FAF, *supra* note 18, at 5.
- (81) *Id.* at 5.
- (82) 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議（2011年8月25日開催）資料2
「今後の議論・検討の進め方（案）」1頁
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20110825/02.pdf)。
- (83) 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議・前掲（注82）2頁。
- (84) 尾崎安央「企業会計の国際化と会社法会計」奥島孝康先生古希記念論文集第一巻《上篇》『現代企業法学の理論と動態』504、518頁（成文堂、2011）。